

令和7年度

退職時の手続きについて (財形貯蓄・保険関係)

ご自身の加入状況や退職後の任用形態等により手続きが異なります。給与明細書などを確認の上、ご自身が加入している制度について手続きをお願いします。

参考資料・各制度の手続き要否一覧	1
------------------------	---

県教育委員会

1 財形貯蓄	2
--------------	---

教職員互助会

2 団体取扱い生命保険	6
3 公務員賠償責任保険	7
4 団体損害保険	7
5 ライフサポート保険	11

公立学校共済組合

6 福祉保険制度	15
7 アイリスプラン	15

※それぞれの制度の内容は、福利のしおりに掲載されています。

※県費支弁職員の場合、上記の1～5が給与天引きされています。6，7は加入時に本人が指定した口座から口座振替されています。

教育局教育総務部福利課互助福祉担当
TEL 048(830)6706

参考資料

各制度の手続き要否一覧表

○：手続きが必要 ×：手続きは不要

制 度 名	4月以降の任用	
	再任用	それ以外
1 財形貯蓄	×	○

制 度 名	4月以降	
	互助会員資格あり (再任用フルなど)	互助会員資格なし (再任用短時間など)
2 団体取扱生命保険	×	○
3 公務員賠償責任保険	×	×
4 団体損害保険	×	○
5 ライフサポート保険	○	○

		共済組合員資格あり (任意継続組合員を除く)	共済組合員資格なし (任意継続組合員を含む)
6	福祉保険制度	×	×
7 ア イ リ ス プ ラ ン	年金コース	×	○
	医療・日常事故コース	×	×
	介護保障コース	×	×

1 財形貯蓄

退職される方は、再任用職員として採用される場合を除いて、埼玉県教育委員会の財形貯蓄を継続することができませんので、次の手続きを必ず行ってください。

手続きのための書類については退職前に各契約金融機関から取り寄せ、財形の種類(一般・住宅・年金)ごとに手続きを取り、速やかに金融機関へ提出してください。

なお、別途、提出期限がある書類もありますので、ご注意ください。

1 再就職しない場合(退職)

種 別	手 続 き / 提 出 書 類
一般財形	<p>一般財形は退職すると原則解約となります。</p> <p>(1)退職後再就職しない場合の提出書類 解約・払出請求書(様式3号)</p> <p>(2)2年以内に再就職する予定がある場合の提出書類 退職等に関する通知書(様式4号) 再就職先で継続することができる場合もあるため、再就職後勤務先でご確認ください。継続しない場合は(1)同様の手続きをしてください。</p>
住宅財形	<p>住宅財形は退職すると原則解約となります。</p> <p>(1)退職後再就職しない場合で住宅取得等の予定がない場合の提出書類 解約・払出請求書(様式3号)</p> <p>(2)退職後再就職しない場合で住宅取得等の予定がある場合の提出書類 退職等に関する通知書(様式4号) その他、契約している商品によって提出書類が異なりますので、金融機関にご確認ください。</p> <p>(3)2年以内に再就職する予定がある場合 退職等に関する通知書(様式4号) 再就職先で継続することができる場合もあるため、再就職後、勤務先でご確認ください。</p>
年金財形	<p>年金財形は、60歳以降に年金として受け取ることを目的とした貯蓄です。退職時に積立期間中か、積立期間満了しているかによって取扱いが異なります。</p> <p>(1)積立期間中で退職する場合の提出書類</p> <p>①退職時55歳以上の方 指定・変更届(様式2号) 積立期間を退職時までとする変更を行うものです。 非課税適用確認申告書(様式8号) 積立終了日から<u>2か月以内</u>に提出してください。提出が遅れた場合は利子等が課税扱いになります。 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書(様式9号) 退職等に関する通知書(様式4号)</p> <p>②退職時55歳未満の方 退職日から2年以内に再就職して継続の手続きをしない限り、原則解約になります。商品により異なりますので詳しくは金融機関にご確認ください。</p> <p>(2)退職するまでに積立期間が満了している(する)場合の提出書類 非課税適用確認申告書(様式8号)※ 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書(様式9号) 退職等に関する通知書(様式4号) ※様式8号は積立終了日から<u>2か月以内</u>に提出してください。提出が遅れた場合は利子等が課税扱いになります。すでに提出してある場合は、再度の提出は不要。</p>

2 再就職する場合

退職後2年以内に再就職した場合、再就職先で財形貯蓄を実施しているときには、所定の手続きを経て、財形貯蓄を継続することができます。手続きについては、再就職先に申し出てください。

なお、退職等に関する通知書（様式4号）を退職前に金融機関から取り寄せ、速やかに手続きを取り、金融機関へ提出してください。提出がない場合、再就職先で継続できませんのでご注意ください。

3 再任用職員となる場合

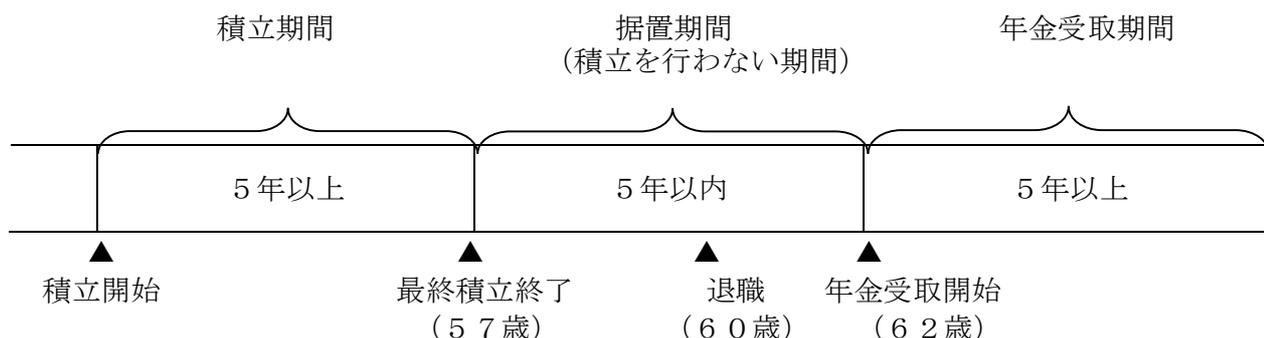
再任用職員（フルタイム・短時間）は、そのまま財形貯蓄を継続することができます。ただし、再任用職員は新規の申し込みはできません。

年金財形は積立終了時の2か月以内に利子等の非課税適用を受けるため「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書（様式8号）」の提出が必要です。

各財形の積立を継続した場合、再任用任期満了時に、「1 再就職しない場合（退職）」の手続きを行ってください。

なお、退職に関する通知書（様式4号）に記載する退職日は、再任用期間満了日を記載してください。本採用の退職日ではありません。

【参考事例】 年金財形：57歳で積立が終了し、60歳で退職する場合の手続き



【57歳】最終積立終了後（2か月以内）

・「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書（様式8号）」
を契約している金融機関等に提出してください。

（提出しない場合には利子等が課税扱いになります。）

【60歳】退職する時

・「財産形成年金貯蓄者の退職等申告書（様式9号）」

・「退職等に関する通知書（様式4号）」

を契約している金融機関等に提出してください。

不明な点は、各契約金融機関に必ずご確認ください。

※さいたま市立学校、川口市立の高等学校（全日制）、川越市立の高等学校に勤務の教職員の財形貯蓄に関するお問い合わせは、各市教育委員会へお願いいたします。

※退職等に関する通知書(様式4号)記入例

記入例

☆この通知書は、財形貯蓄の種類(一般・住宅・年金)ごとに作成し、金融機関に提出してください。

様式4号 金融機関用

口座(証券)No. **財産形成貯蓄の退職等に関する通知書(教)**

令和 8 年 4 月 1 日 (申告日を記入)
(退職日が明らかである場合、退職前に提出可能です)

(財形貯蓄取扱金融機関) 〇〇〇銀行 殿

所在地 さいたま市浦和区高砂3-15-1
勤務先 名称 **埼玉県立高砂高等学校** 所属所長
の印 (所属所長名を記入の上公印を押印)
代表者 **校長 浦和 一郎** ㊟

当県教育委員会の従業員に次のとおり異動が生じたので、租税特別措置法施行令の規定等により通知します。

財形貯蓄の種類	1. 一般財形	2. 財形住宅	3. 財形年金
フリガナ	サイ タマ タ ㇔		
氏名	埼玉太郎		
住所	さいたま市浦和区高砂3-15-1		
理由の内容	一般勤労者	(退職、転勤、出向、海外転勤、役員昇格、その他())	
	海外転勤者	(退職、役員昇格、賃金国内払中止、5年経過国内勤務申告書不提出、その他())	
理由の生じた日	令和 8 年 3 月 31 日		
(その他)			

(財形の種類に○をつける)

(注) 1. 「財形貯蓄の種類」および「理由の内容」欄には、該当項目に○を付す。
 (注) 2. 「理由の生じた日」欄には、転職、出向または転勤の場合には、それぞれ次の年月日を記載する。
 ①転職の場合…退職した日 ②出向の場合…新勤務先に勤務した日 ③転勤の場合…新転勤先に勤務した日

(注)様式3号、様式8号、様式9号の記入例は分野別ポータルと互助会ホームページに掲載している「埼玉県教職員財産形成貯蓄の手引き」を御参照ください。

財形貯蓄を解約するには、様式3号の提出が必要です。

各様式は複写式になっております。本人控と所属長控は取り外し、残りを全て金融機関へ提出してください。

財形貯蓄の手続きには、所属長の職印が必要な場合があります。
埼玉県での在職中(再任用を含む)に行うことをお勧めします。

教職員財形取扱金融機関

お問い合わせ先

	取扱金融機関	郵便番号	住所	TEL	FAX
普通銀行等	◎埼玉りそな銀行 県庁支店	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-822-3321	048-824-1939
	武蔵野銀行 県庁前支店	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-3-15	048-864-7111	048-863-1752
	中央労働金庫 埼玉県本部	330-8552	さいたま市浦和区高砂4-4-17	048-836-5511	048-844-0099
	埼玉県信連 業務部	330-9001	さいたま市浦和区高砂3-12-9	048-829-3528	048-829-3585
	埼玉県信用金庫	※お問い合わせは最寄りの店舗までお願いします。			
信託銀行	○三井住友信託銀行 (旧中央三井信託銀行) <small>旧住友信託銀行(新規募集事項)</small>	330-0063	さいたま市浦和区高砂1-12-1	0120-857-330	048-825-4534
	<small>旧住友信託銀行(退職・住所変更等)</small>	141-0031	東京都品川区西五反田7-10-4 ル・シットスクエア五反田6F	03-5435-3341	03-5435-3347
	三菱UFJ信託銀行 財形事務センター	170-8610	東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビル	0120-311-288	-
証券会社	○SMB C日興証券 <small>ストック・プラン・ソリューション部</small>	135-8532	東京都江東区木場1-5-55	0120-250-221 (9:00~16:00)	-
	野村證券 財形事務センター	103-8711	にほんばし蔵前郵便局私書箱第33号	0120-148-604	03-6220-5590
	大和証券 制度事務部 財形事務グループ	135-0016	東京都江東区東陽2-3-2	0120-474-047	03-5683-3138
生命保険会社	○第一生命 東京団体事務課 財形グループ	135-8120	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲キュービックガーデン	0120-998-665	-
	日本生命 東京職域 サービスセンター	108-0014	東京都港区芝4-1-23三田NNビル	0120-981-535	-
	朝日生命 企業保険部(財形保険)	206-8611	東京都多摩市鶴牧1-23	0120-330-323	042-338-3221
	住友生命 年金サービス室 財形グループ	540-8512	大阪府大阪市中央区城見1-4-35	0120-307-506 スマイルセンター	06-6937-7333
	明治安田 浦和支社	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-14-18 高砂センタービル5F	048-829-2745	048-829-2775
	大樹生命 お客様サービスセンター 年金共済・財形管理グループ	277-8655	千葉県柏市東上町8-18	04-7162-3246	04-7166-4839
損害保険会社	○三井住友海上 埼玉支店 埼玉第二支社	330-0841	さいたま市大宮区東町2-20	0120-274-272	-
	あいおいニッセイ同和損保 さいたま第一支社	338-8557	さいたま市中央区上落合1-12-16	050-3462-8326	048-853-6523

以下の金融機関については新規受付は行っておりません。既に参加されてる方の取扱いの変更のみ行います。

金融機関名	郵便番号	住所	TEL	FAX
三井住友信託銀行 (旧住友信託銀行)	330-8511	さいたま市大宮区大門町1-32	0120-353-284	048-647-648
	560-8572	大阪府豊中市新千里西町1-1-3	0120-684-648	
SBI新生銀行	103-8303	東京都中央区日本橋室町2-4-3	0120-511-025	03-6772-1084
みずほ信託銀行	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-12-10	048-822-0191	048-833-4096
富国生命	270-1352	千葉県印西市大塚2-10	0476-47-5207	0476-47-5319
マニユライフ生命 (第百生命からの移転契約)	163-1430	東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー30階	03-6331-6620	
損保ジャパン	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-82-1 損保ジャパン大宮第2ビル6階	048-648-6063	048-648-6084

2 団体取扱いの生命保険

現在、毎月の給料から控除している生命保険料は、退職後、再任用・臨時的任用等で互助会員資格が引き続きの場合を除き、団体取扱い（互助会が保険料をまとめて徴収する事）ができなくなります。

加入している保険会社の最寄りの支社又は下記加入保険会社に退職する旨を連絡し、保険料の納入方法などを相談の上、『個人扱い』に切り替える手続きをお願いします。保険会社への連絡は、令和8年2月20日（金）までにお願いします。

なお、互助会員資格が引き続き職員については、団体取扱いとして生命保険料を給料から控除できますが、現職時より給料が減少するものと思われるので、注意してください。

加入者本人から保険会社への連絡先		
朝日生命	お客様サービスセンター	TEL 0120(714)532
第一生命	コンタクトセンター	TEL 0120(157)157
日本生命	ニッセイコールセンター	TEL 0120(201)021
住友生命	スミセイコールセンター	TEL 0120(307)506
大樹生命	お客様サービスセンター	TEL 0120(318)766
明治安田生命	コミュニケーションセンター	TEL 0120(662)332
富国生命	フコク生命お客さまセンター	TEL 0120(259)817
オリックス生命		TEL 048(646)0477
ジブラルタ生命についての問い合わせ先		
旧AIGスター生命分	コールセンター	TEL 0120(160)414
旧AIGエジソン生命分	コールセンター	TEL 0120(981)088
弘済会取扱分		
(公財)日本教育公務員弘済会埼玉支部		TEL 048(822)7552
アフラック生命	コールセンター	TEL 0120(555)595
さいたま中央郵便局	かんぽサービス部	TEL 048(767)4121

※さいたま市立学校に勤務する教職員の団体取扱い生命保険については、さいたま市からの通知でご確認ください。旧AIGスター生命、旧AIGエジソン生命のお問い合わせ先は記載の通りです。

3 公務員賠償責任保険

公務員賠償責任保険は1年契約の団体保険であり、令和7年10月1日から令和8年10月1日までとなります。

退職・他共済転出後は、更新時に自動脱退となりますので、手続きの必要はありません。

ただし、再任用等で勤務され互助会員資格が引き続く方は、自動更新となります。

なお、保険対象となるのは、退職日までの公務となりますが、保険契約満了日（令和7年10月1日）まで中途解約しないことで、保険期間の終了日から5年以内に提起された訴訟（この保険期間が終了する以前の行為に起因する訴訟に限る。）を補償する特約が適用となります。

4 団体損害保険

団体損害保険〔団体総合生活補償保険（家族プラン・個人プラン・交通事故プラン）〕は1年契約の団体損害保険であるため保険期間は、令和7年11月1日から令和8年11月1日までとなります。

更新募集期間以外の中途脱退（退職時を除く）はできませんので、ご注意ください。

48歳以上で退職された互助会員は、割安の保険料（団体扱い）のまま原則として、引き続き70歳まで加入できますが、退職後に一度脱退した場合は再加入できません。

退職者は下記の**いずれかの対応**をお願いいたします。

1 退職後も**継続加入を希望する**場合

(1) 手続き

9ページ「**継続加入希望届**」を令和8年2月末日までにご提出ください。

(2) 保険料の支払い

・給与控除の方

退職後は口座振替となります。口座振替申込書は、別途送付します。

・口座振替の方

引き続き、口座振替となります。

(3) 満了時（令和8年11月1日）の手続き

令和8年9月頃、互助会から加入者の自宅あてに次の区分に応じて、通知いたします。

ア 48歳未満で退職された方

→保険期間満了により、脱退となりますので手続きの必要はありません。

その旨を通知いたします。

イ 48歳以上で退職された方

→原則として、引き続き70歳まで加入できますので、契約更新の案内を送付します。

2 退職時に中途脱退を希望する方

(1) 手続き

10ページの「退職時脱退届」を令和8年2月末日までにご提出ください。
「退職時脱退届」を提出した場合、現在加入中の全ての契約が脱退となります。

(2) 保険料の支払い

保険料は2か月遅れで徴収しています。

・給与控除の方

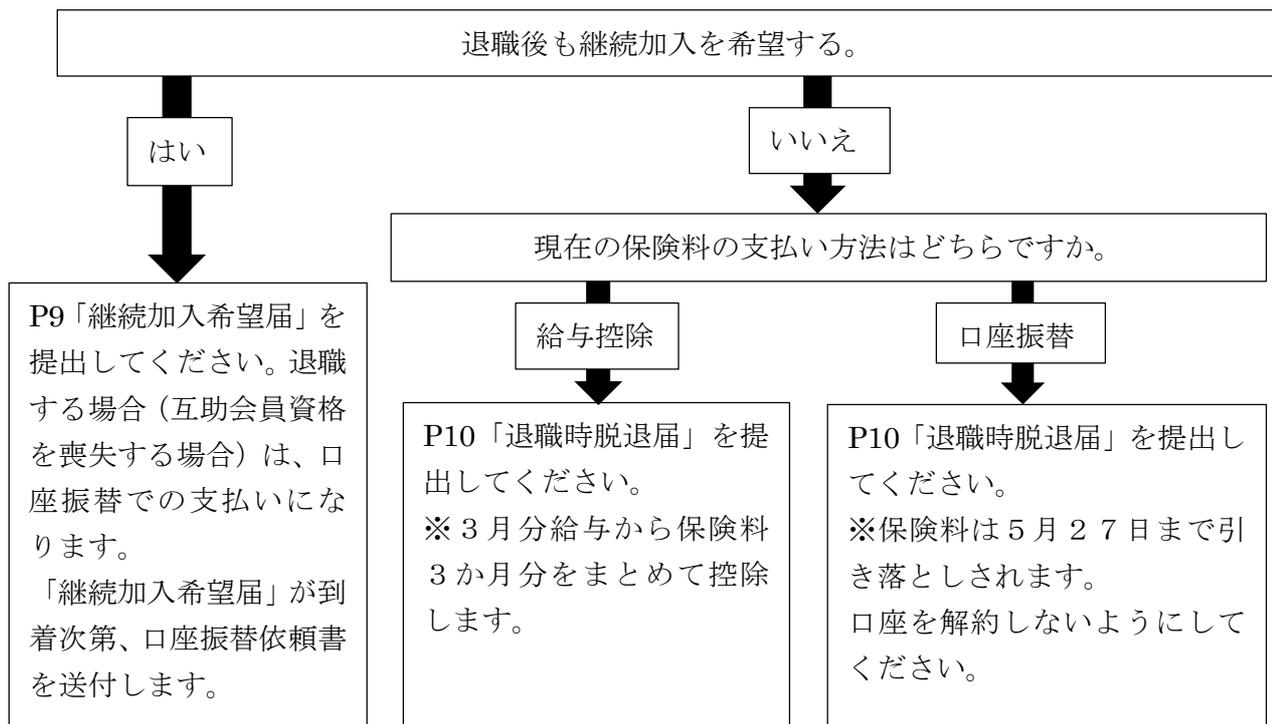
3月分給与から残りの保険料（3か月分）をまとめて控除します。

・口座振替の方

最終振替日は**令和8年5月27日**です。

銀行口座の解約をしないようにしてください。

退職後の流れ



所属所・学校コード					氏名・職員番号				

令和 年 月 日

団体損害保険 継続加入希望届

一般財団法人 埼玉県教職員互助会理事長 様

退職後も継続加入を希望します。

氏 名 _____

確 認 事 項

今後の保険料の支払方法の確認のため、**以下の内容を必ずチェックし、ご回答ください。**

1. 退職後、互助会員資格を有する任用予定は (あり ・ なし)
2. 今までの保険料の支払方法は (給与控除 ・ 口座振替)

今後の支払方法が口座振替に変わる場合には、互助会より「口座振替依頼書」を送付します。

所属所・学校コード				氏名・職員番号			

令和 年 月 日

団体損害保険 退職時脱退届

(退職者用)

一般財団法人 埼玉県教職員互助会理事長 様

退職のため中途脱退を希望します。

氏 名 _____

退職日 (脱退日) 令和 年 月 日

確 認 事 項

- ※1 団体損害保険の保険期間は11月1日から翌年の11月1日の1年間で、中途脱退できない保険となっており、退職する場合のみ退職する日をもって脱退(中途脱退扱い)することができます。
- ※2 現在加入されている団体損害保険は全て脱退扱いになります。
- ※3 保険料は2か月遅れで徴収しています。
 - ・給与控除の方
最終振替日は3月給与から残りの保険料(3か月分)をまとめて控除します。
 - ・口座振替の方
最終引落が終了するまでは銀行口座を解約しないようにしてください。
([例] 3月31日退職の場合、最終振替は5月27日になります。)

5 ライフサポート保険

(保険期間：3月1日～翌年2月末日)

1 退職・転出後の取扱い

(1) 各制度の取扱い

継続の場合、保険金額等保障内容の変更は現職中と同様、年に1度秋頃のみ受付(減額・脱退のみ)で、ご案内は自宅あてに送付されます。

制度名	退職後の取扱い
ライフサポート保険 (緊急一時金・長期生活資金)	団体扱いで75歳まで継続可能
医療費支援制度	団体扱いで75歳まで継続可能(*1)
総合医療サポート	団体扱いで75歳まで継続可能(*1)(*2)
三大疾病克服支援制度(初期給付型)	団体扱いで75歳まで継続可能(*2)
三大疾病克服支援制度(70歳継続型・従来型)	団体扱いで70歳まで継続可能
セカンドライフサポート保険	団体扱いで70歳まで継続可能
就業不能サポート制度	退職・転出時に自動脱退(継続不可)

*1 この他に、個人契約の「退職後終身医療保険」へ移行(加入)ができます。

*2 この他に、「個人扱いの80歳満期型」へ移行(加入)ができます。

上記*1*2の保険制度については、明治安田生命保険相互会社へお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 明治安田生命保険相互会社公法人第三部法人営業第一部 03-5289-7587

(2) 退職者(互助会員資格喪失者を含む)

【選択肢①】今までどおり続ける

加入している制度を最長75歳まで団体扱いのまま継続できます。

【選択肢②】一部のコースのみ続ける

退職後は付加コースを単独で継続することが可能です。退職後に継続を希望するコースを選択してください。

※ライフサポート保険(緊急一時金)とライフサポート保険(長期生活資金)はセットです。

【選択肢③】翌々月1日で全部脱退する

令和8年3月の給与控除が最終となり、保険期間は令和8年4月末までとなります。

※②・③を選択した場合でも、再任用等により現職互助会員資格を引き続き有する場合には、選択内容は無効となり、現在の加入内容のまま継続加入となります。

(3) 市町村教育委員会等への転出者

【選択肢①】 今までどおり続ける

現職中と同内容のまま最長5年間継続が可能です。5年以内に再転入がない場合は、退職者として継続することが可能です。

【選択肢②】 翌々月1日で全部脱退する

令和8年3月の給与控除が最終となり、保険期間は令和8年4月末までとなります。

2 手続きについて

退職や転出時点で加入している方は継続・脱退に関わらず書類の提出が必要です。

早期退職や転出される方については、14ページをコピーするか、互助会ホームページからダウンロードしてください。

なお、再任用等により互助会員資格を引き続き有する場合には、提出内容は無効となります。

選択内容		必要書類	提出期日
退職者	継続	・ライフサポート保険 取扱確認書 ・退職後 保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書 (互助会ホームページからダウンロード可能)	令和8年 3月19日(木) 福利課必着
	脱退	・ライフサポート保険 取扱確認書	
転出者	継続	・ライフサポート保険 取扱確認書 ・預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(*) (継続希望者に別途、送付します)	令和8年 3月27日(金) 福利課必着
	脱退	・ライフサポート保険 取扱確認書	

*「ライフサポート保険 取扱確認書」にて継続希望の場合、自宅あてに送付します。
そのため、「ライフサポート保険 取扱確認書」は出来るだけ早目にご提出ください。

3 保険料について

(1) 退職後継続

毎月口座振替にて納入いただきます。振替額は、月額保険料に385円(税込)の事務手数料を併せた額となります。

初回振替は4月22日を予定しています。人事発令のデータ反映等により振替開始処理が間に合わなかった場合は、5月22日に2か月分(4月・5月分)が振替となります。

(2) 異動転出後継続(市町村教育委員会等への転出)

毎月口座振替にて納入いただきます。

初回振替は5月22日を予定しています。初回のみ、2か月分(4月・5月分)が振替となります。書類不備、提出遅延等により振替開始が間に合わない場合は別途、互助会から払込書を送付する場合がありますので指定期日までにお振込みください。

4 退職後継続の事務取扱について

退職者（転出者を除く）の制度運営に係る事務を、互助会から株式会社日本共同システム（NKS）に委託しています。

住所等変更手続き、保険金・給付金の請求、保険料の徴収等について問い合わせ先や提出先は以下のとおりとなります。

【お問い合わせ先】株式会社日本共同システム 団体保険事務部

0120-129-128

土日・祝日も含め9時～17時（年末年始を除く）

5 今後のスケジュール

	継続を選択した方	脱退を選択した方
令和8年 3月19日（木）	退職者 提出書類の福利課必着	
3月27日（金）	転出者 提出書類の福利課必着	
4月22日（水）	初回保険料の口座振替	
5月22日（金）	4月22日に振替開始が なかった場合は2ヶ月分振替	
6月頃	三大疾病克服支援制度（70歳継続型）、セカンドライフサポート保険を脱退の方で、解約返戻金が生じた場合には、「短期給付等払込金融機関」として登録している口座に送金	
8月末（予定）	令和7年3月1日～令和8年2月末日分のライフサポート保険（緊急一時金・長期生活資金）・就業不能サポート制度配当金還付*	
9月～11月（予定）	変更希望の場合、 更新手続き（予定）	
令和9年 3月1日	次年度更新日	

*全部脱退を選択された方については「短期給付等振込金融機関」として登録している口座に送金しますので、口座を解約しないでください。継続の方については保険料の振替口座に送金します。

ライフサポート保険 取扱確認書

記入日 年 月 日

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 様

現在加入しているライフサポート保険について、退職または転出後は、下記のと通りの取扱いをお願いします。
また、ここに記載された個人情報をライフサポート保険の継続または脱退手続、及び配当金等送金処理のため使用し、幹事会社である明治安田生命保険相互会社等へ提供されることに同意します。

氏名	フリガナ	日中の連絡先	自宅 : 携帯電話 :
自宅住所	〒	退職・転出予定日	年 月 日
該当するものに○をしてください	① 退職→互助会員資格継続 (再任用等を希望 または決定している) 保険加入継続となります	② 退職 →互助会員資格喪失	③ 市教委等へ転出 →互助会員資格喪失
職員番号 (右詰6桁)		現所属名	

【上記で2に○をした方 (退職者)】

下記ア～ウのいずれかに○をしてください。*1

ア. 今までどおり続ける	→	「退職後 保険料振替・配当金受け入れ口座登録書」もご提出ください。 互助会ホームページからダウンロードできます。
イ. 一部のコースのみ続ける *2 ↓ 継続するものに○をしてください。		
ライフサポート保険		
医療費支援制度		
総合医療サポート		
三大疾病克服支援制度 (従来型)		
三大疾病克服支援制度 (初期給付型)		
三大疾病克服支援制度 (70歳継続型)		
セカンドライフサポート保険		
ウ. 翌々月1日で全部脱退する		

*1 再任用等が決定し、会員資格が継続した場合は、選択内容は無効となり、現在の加入内容のまま継続となります。*2 退職者のみ、退職時に加入していた付加コースを単独で継続することもできます。ただし、加入していない制度に○がある場合は無効となります。

【上記で3に○をした方 (市教委等への転出者)】

下記を記入のうえ、ア・イのいずれかに○をしてください。

転出先所属	ア. 今までどおり続ける
転出先所属の連絡先	イ. 翌々月1日で全部脱退する

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を送付しますので、ご提出ください。 ←

※ 他県採用の場合は退職者記入欄にご記入ください。

※ 退職・転出いずれの場合にも、就業不能サポート制度は自動脱退となります。

※ 保険料の口座振替が開始されている場合は、配当金は保険料振替口座へ送金となります。

6 福祉保険制度

(保険期間：11月1日～翌年10月末日)

福祉保険制度は、退職後（組合員資格喪失後）も、下表「制度別の継続加入可能年齢」に基づき、継続加入となります。

退職した年の10月31日まで保障が継続され、毎年7月頃に自宅へ届く更新手続書により脱退・減額ができます。その時点で脱退のお申し出がない場合は、11月1日以降も自動更新となります。

なお、傷病休職給付金は退職月の月末をもって脱退となります。

〈制度別の継続加入可能年齢〉

制度名	継続加入可能年齢
ファミリー年金	保険年齢 84 歳まで更新継続可能(本人・配偶者共通)
傷病休職給付金	継続不可(在職中の就業障害に対する給付のため、退職日の属する月の末日で脱退)
入院費用給付金	保険年齢 75 歳まで更新継続可能 (本人・配偶者共通) 保険年齢 22 歳まで更新継続可能 (子ども)
特定疾病給付金	保険年齢 75 歳まで更新継続可能 (本人・配偶者共通)
元気づくりサービスコース	保険年齢 84 歳まで更新継続可能

(注1) ファミリー年金の死亡給付金の単独加入はできません。死亡給付金と傷病休職給付金のみご加入の場合、傷病休職給付金の保障終了と同時に死亡給付金も脱退となります。

(注2) 保険年齢は、満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。
(例：保険年齢 75 歳：毎年11月1日現在、満74歳6か月を超え、満75歳6か月まで。)

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
公立学校共済組合 福祉保険制度担当	制度内容全般 登録内容変更等	0120-778-599	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00
請求相談センター	保険金の請求	0120-660-998	

※制度内容等詳細についてはデジタルパンフレットでご確認ください。デジタルパンフレットは公立共済ホームページにてご覧いただけます。デジタルパンフレットログインパスワード ID:kouritu PW:kouritul111

7 アイリスプラン

1 年金コース

組合員資格喪失後は、継続加入できません。

年度末時点で満60歳以上の加入者へは、12月末頃に自宅宛てに退職後の取扱いについての案内書類が送付されますので、退職予定者はその案内に沿って手続きを行ってください。

年度末時点で満60歳未満の退職予定者は、下記の教職員生涯福祉財団サービスセンターまでご連絡ください。

2 医療・日常事故コース

退職後も加入を継続できます。

医療入院コースは満90歳まで、日常事故補償コースは一生涯にわたり継続できます。

3 介護保障コース

教職員共済生協との個人契約として継続できます。ただし、追加で新たな契約はできません。

お問い合わせ窓口	照会内容	電話番号	開設時間
教職員生涯福祉財団 サービスセンター	年金コース 医療・日常事故コース	0120-491-294	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 10:00～17:00
株式会社一ツ橋サービス	介護保障コース	0120-878-626	